

あらかわ 情報の森

費用の記載がない事業は無料です

- ①事業・イベント名
- ②〒住所*
- ③氏名(ふりがな)
- ④電話番号
- ⑤以降にその他の必要事項(各記事に明示)

はがき・ファクス等の記入事項

- 往復はがきは、返信面に住所・氏名を記入
 - 特に指定がない限り、申し込みは1人(1グループ)1枚
 - 宛先は、各記事の申し込み先へ
- *区内在勤・在学の方は、②で勤務先(住所)・学校名を記入してください

お知らせ

住民税等の納税窓口を日曜日に臨時開設

☎7月24日(日) 時午前9時～午後5時 内住民税・軽自動車税の納付と、納税に関する相談
所・区税務課(区役所2階)
☎内線2334

赤い羽根共同募金の地域配分(B配分)先を募集

対象施設 地域福祉の推進を目的とする民間社会福祉施設・団体等
対象事業 備品整備・小破修理・事業実施等(施設・団体維持の運営費は除く) 配分申請額 25万円まで(1施設・団体) ※応募方法等詳細は、下記のホームページをご覧ください
申福祉推進課(区役所2階)
☎内線2615 締8月31日(火)必着
☎東京都共同募金会事業部
☎(5292)3183
HP <http://www.tokyo-akaihane.or.jp/>

子育て・教育

エコポスターコンクール作品募集

☎区内在住・在学の小・中学生
内地球環境の保全を呼びかけるもの、荒川区が目指すべき環境を表現するもの等で自作のもの、1人1点(画材は自由) ※応募作品は返却しません 大きさ画用紙で、四ツ切(38cm×54cm) 賞入賞作品には賞状と記念品を贈呈 ※入賞作品

は展示するほか、区が作成するポスターやパンフレット等に使用します
締9月16日(金)必着
☎持参・郵送で、作品の裏に住所・氏名(ふりがな)・学校名・学年・クラスを記入し、〒116-0002荒川1-53-20あらかわエコセンター内環境課へ☎内線482

東京都育英資金奨学生の予約募集

高校等在学中の学資金の一部を貸与する制度です。高校等の進学前に、奨学生候補者を選考します。
☎都内在住で、平成29年4月に高校または専修学校高等課程に進学を予定する中学3年生
賞付額(月額)▶国・公立…1万8000円 ▶私立…3万5000円
☎在学中の中学校から申込書を受け取り、学校へ提出 ※区では、平成29年4月進学予定の方へ入学準備金を貸し付ける制度があります(10月募集予定) ☎学務課☎内線3338

教育者研究会

☎7月23日(土) 時午後1時～6時
所生涯学習センター ☎教育・PTA関係者、子育て中の方 人60人(申込順) 内道德教育の新たな充実を目指して ¥1000円
申荒川モラロジー事務所・長谷川
☎・FAX(3892)7256

ビー玉スターリングエンジンを作ろう

☎8月13日(土) 時午後1時～5時
所都立産業技術高等専門学校荒川キャンパス ☎対小学4年生～中学生(保護者の同伴可) 人20人(抽選) ¥1500円 締7月28日(木)必着

☎はがき・ファクスまたは下記ホームページで、4面上段を参照し①～④の記入事項と⑤年齢(学年)⑥性別を、〒116-8523荒川区南千住8-17-1 都立産業技術高等専門学校荒川キャンパスへ
☎(3801)0145
FAX(3801)9898
HP <http://www.metro-cit.ac.jp/>

済州青少年国際フォーラム参加者募集

☎11月3日(祝)～7日(月)(4泊5日) ☎区内在住の、英語で討論ができる高校生 人4人(選考)
選考方法 書類審査、面接 内済州島で、世界各国の青少年による国際的社会的問題を議題にした討論会 ¥3万円 締7月29日(金)必着
申込書の配布 区役所3階文化交流推進課、各区民事務所・図書館(下記のホームページからもダウンロード可) 申持参・郵送で、申込書と作文「私が考える国際交流」(約800字)を、〒116-8501(住所不要)荒川区役所3階荒川区国際交流協会事務局へ☎(3802)3798
HP <http://www.arakawa-kokusai.com/>

高齢者

高齢受給者証を更新

8月1日(月)から使用する高齢受給者証を、7月15日(金)に世帯主へ郵送します。現在、使用している高齢受給者証は、有効期限以降に区役所1階国保年金課または各区民事務所へ返却するか廃棄してください。
※一部負担金の割合は、平成28年度

の住民税課税所得を基に判定します
☎国保年金課☎内線2375

いきいきボランティアポイント制度説明会

区が指定する介護保険施設や子育て支援施設でボランティア活動を行うと、現金に交換できるポイントがたまる制度の説明会です。説明会で登録した方は、制度に参加できます。
☎7月27日(水) 時午前10時～正午
所区役所3階305会議室 ☎区内在住で、65歳以上の方
申介護保険課☎内線2431

障がいのある方

学齢児セラピープログラム

- ◆トランポリン療法
☎・時▶8月5日(金)午前10時～11時 ▶8月8日(月)午前11時～正午 人各回8組(申込順) 講日本体操協会トランポリン委員会公認普及指導員・斉藤安江氏ほか
- ◆音楽療法
☎8月9日・23日(火) 時午前11時～正午 人各回10組(申込順) 講音楽療法士・長洞萌美氏ほか
- ◆アートワークショップ
☎8月26日(金) 時午前10時～11時30分 人15組(申込順) 講東京藝術大学卒業生グループA+代表・柳原絵夢氏

☎区内在住で、知的・発達障がいのある小・中学生とその保護者
所・申荒川たんぼぼセンター
☎(3891)6825

国民年金・国民健康保険のお知らせ

外国籍の方も国民年金加入が必要です

国民年金は、国籍問わず日本に住む20～60歳未満の方が加入し、保険料を納めます。受給資格を満たせば、老後に年金を受給できるほか、障がいが残ったとき要件を満たせば障害基礎年金を受給できます。

外国籍の方で受給資格を満たしていない場合も、保険料を6か月以上納めれば、出国後2年以内に請求すると、脱退一時金が請求できます。

60歳以上の方も国民年金に任意加入できます

国民年金は、原則として20歳以上60歳未満の方が加入する制度ですが、60歳までに老齢基礎年金の受給資格期間(保険料納付済期間+免除期間等+合算対象期間)の25年を満たせなかった方や、老齢基礎年金を満額受けられない方は、65歳になるまでの期間、国民年金に任意で加入できます。また、昭和41年4月1日以前に生まれた方で、65歳までに受給資格期間の25年を満たせなかった方は、70歳になるまでの間、さらに任意加入できる特例があります。

社会保険の加入者に該当していません

株式会社、有限会社等の法人事業所に勤務する方は、法律で社会保険への加入が義務づけられています。

また、現在、国民健康保険に加入している家族の方も、次の要件に該当する場合、社会保険の扶養になることができます。事業主を通して事業所を管轄する年金事務所まで社会保険の加入手続きを行った後、国民健康保険をやめる手続きをしてください。

▶社会保険の加入者と世帯を同一にし、主として加入者の収入で生計を維持している親族

▶年間収入が130万円未満の方(60歳以上または障害厚生年金を受けられる程度の障がいの方は180万円未満)

申請・相談・問合せ

- ▷国民年金に関すること 国保年金課(区役所1階) ☎内線2416
- ▷国民健康保険に関すること 国保年金課(区役所1階) ☎内線2375

介護保険料の減額が受けられます

平成28年度介護保険料について、所得段階が第2・第3段階の方を第1段階に減額する、区独自の介護保険料減額制度を実施しています。

次のすべてを満たす方

- ①世帯の平成27年の収入が120万円以下(世帯員が2人以上の場合は、1人増えるごとに50万円加算した額以下)
- ②世帯の預・貯金額の合計が、①の2分の1以下
- ③介護保険料を滞納していない

減額期間 原則として申請書を提出した月(7月29日(金)までに申請した方は4月)～平成29年3月31日(金)

持ち物 本人と世帯全員の収入や預・貯金額が分かるもの(年金等が振り込まれている通帳等)、印鑑

申請・問合せ 介護保険課(区役所2階) ☎内線2441

日 期 日(期間) 時 時間 所 会場・場所 対 対象 人 定員 内 内容 講 講師 持 持ち物 費 費用 申 申込方法(申込先) 締 締め切り 問 問い合わせ先 電 電子メールアドレス HP ホームページアドレス